

総務省政策会議 議事要旨

日時 平成22年2月3日（水）8時～9時10分

場所 総務省講堂

- 議題 ① 日本放送協会平成22年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する
総務大臣意見（案）について
- ② 平成22年度地方財政計画について
 - ③ 地方税法等の一部を改正する法律案
 - ④ 地方交付税法等の一部を改正する法律案
 - ⑤ 市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律案
 - ⑥ 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する
法律案
 - ⑦ 独立行政法人通則法の一部を改正する法律案

<主催者等あいさつ>

渡邊副大臣、内藤副大臣よりあいさつ

<主な意見・質疑>

内藤副大臣、小川政務官、階政務官より資料に沿った説明後、出席者より質疑。

- 地デジ移行への対応について、総務省によると順調に進んでいるということだが、現場である地元の放送局等によるとビル陰対策やCATVへの移行等、大変厳しい現状をよく聞く。現在、NHKや民放が協力して中継局を打っていることは承知しているが、残り1年数か月となったところで、民放はきめ細かい対応まで取れなくなり、共同歩調が崩れてしまうのではないかと懸念している。NHKには、よりリーダーシップを発揮していくことを要望したい。
- 万が一にも2011年7月24日に地デジに移行できない場合、放送局にとっては大変大きな負担になるが、一般国民、また政治家の中でもなかなか理解が進んでいないように思う。総務省・放送事業者・NHKが説明をしておく必要がある。
- 政治家の中でも情報通信分野に対する理解が進んでおらず、この分野を一生懸命やる政治家を増やしていかなければならない。
(内藤副大臣)
- ・ 地デジの完全移行が延期になると、NHK、民放、各放送局に50～80

億円の負担がかかること、また地デジの跡地の利活用を考えると、地デジ移行の延期は考えず、1年後の完全実施に向けてありとあらゆる手を打つ決意を固めているところ。平成22年度は実質的に対策を取れる最後の1年であり、事業費規模で900億円を地デジの予算として確保した。地デジの技術、情報を一番持っているのはNHKであり協力もお願いするが、地デジ移行は国の施策であり、国が責任を持って断行していく。

- 地デジに関連して、地元の少数の集落では、電波や地理的な状況等から地デジの取組から外れる少数世帯が出ており、高齢者の世帯でどのように共同受信施設を立てるのか分からない等、対応をとるのが難しい現状がある。地デジの推進に当たっては自治体との連携が不可欠と考えるが、少数世帯の受信環境の改善のために自治体とどのような連携を取れるのか。集落の中でも取り残される世帯が出てくることはこの1カ所だけではなく、全国に起こり得るもの。きめ細かな対応を取るにはコストもパワーもかかってくるものだと思うが、こういったケースに国は自治体と連携して具体的にどんな対応を取れるのか。

(内藤副大臣)

- ・ 都心部であっても電波が届かないところは出てくるものだが、細かい調査をしてみないと分からないことがある。調査は、自治体の協力なくしてはできないものであり、自治体と連絡を密に取って進めていきたい。指摘のあった事案は全国で起こり得るもの。国としても予算を確保し、共同受信施設を設置する等、さまざまな枠組みを用意している。個別の事案については、調査しながら具体的にどのような対応を取れるのか答えていきたい。

- NHKは経営計画で受信料の10%の還元を掲げているが、平成22年度の予算は赤字となっている。地デジ対応の投資が終われば、受信料の引き下げ、還元はできるのか。

(内藤副大臣)

- ・ 受信料の10%の還元にはいろんな手法がある。NHKの視聴者に対するサービスの観点から、質の良い番組を提供することも還元といえる。単なる見かけの受信料の引き下げにとらわれることなく、還元の在り方について幅広く検討していきたい。還元は視聴者に対する約束なので、どういう形であれ、やらなければならないことと考えている。

- 軽油引取税について、今般暫定税率が廃止になるが、今までの軽油引取税では道路を走行しない車や船舶等は減税申請すれば減税の対象となっていた。

引き続き減免措置について考えているのか。

(小川政務官)

- ・ 軽油引取税については、暫定税率はなくなるが、今回急な改正であるため、船舶、農業用の機械等には従前の取組を維持したい。

○ 全国に多くの第三セクター鉄道があるが、そのほとんどが気動車を使用しており、財政的に厳しい中で、減税措置がなくなると存続が難しくなる。また、他にも農業、漁業、建設等の中小零細企業についても御配慮いただきたい。

(渡辺副大臣)

- ・ 御指摘の点については、政府税調でも議論しているところ。地方の声を現場に反映していきたい。

○ 地方財政計画において、地方交付税の財源不足額の折半ルールについて、「引き続き」とあるが、今後も続けていくのか。

○ 財源不足の補てんについて、交付税特別会計の借金34兆円弱の返還について、「先送り」とあるが、出口ベースで1兆円確保するということは大変評価しているが、実質的な借金の先送りを今後も続けていくのか。

(小川政務官)

- ・ 折半ルールについて、今年度の財源不足額約18兆円を国と地方の折半で埋め合わせているが、去年まで3年間も折半ルールで決まっていた。これは財源の工面であると同時に、地方に対しては国が強制に近い形でいろいろなことをやらせ続けているという構造が一方である。折半ルールの見直しに際しては、こうした国からの義務づけの見直しと、地方自治を確立しなくてはならない。こういうルールを本当は長い間続けなくて良いように努力しなければならない。その関連で、法定繰入率の引き上げを議論したが、総務大臣も表明しているとおり来年・再来年と変わることはないので、抜本的な対策をとりたいと思っている。
- ・ 特別会計の借入の約34兆円については、野党時代から償還を先送りすべきではないと主張してきた。そのことと当面の財源不足との折り合いをいかにつけるか議論をして、今般こういう形をとらせていただいた。特別会計の借入れという形がいいのか、一部でも地方に臨財債という形がいいのか、繰入率で地方の負担をまったくとる必要がないというのが理想だが、現実的な形を検討していきたい。

○ 市町村合併を大規模に実施したところ、山間部にあった投票所が廃止され、

投票に行きたくても行けない人が出てきている。今後の検討課題として、巡回的に投票所を移動するなど、容易に投票できるシステムを構築できないか。

(階政務官)

- ・ 移動投票所については検討していきたい。

○ 独立行政法人の不要財産については、誰がどのように不要財産を判断することとなるのか。

(階政務官)

- ・ 将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合としては、3つぐらいのパターンが考えられ、

一つは、先般の平成21年度第1次補正予算の執行見直しや行政刷新会議における議論のように、政府部内において法人の保有資産の見直しが行われた結果、不要財産と認められることとなった場合、

二つ目は、現行の独法通則法に基づき、中期目標期間終了時における主務大臣による組織及び業務全般の検討や、その際の総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会が行う事務及び事業の改廃に関する主務大臣への勧告に基づいて法人の組織・業務の見直しが行われ、不要財産と認められることとなった場合、

三つ目は、独立行政法人自身の効率的な業務運営のための見直しの結果、不要財産となった場合がある。

これらの取組により、いわゆる埋蔵金をなくしていけると考えている。

○ 地域主権戦略会議について、議事録等を公表したら、メール等で教えてもらえるようなことはできないか。

(渡辺副大臣)

- ・ 地域主権戦略会議の議事録等は公開しているが、周知、広報等の仕方については検討が必要。

(逢坂補佐官)

- ・ 地域主権戦略会議は内閣府にあるので、公表の仕方等については工夫していく。

○ 基礎自治体の議論は進んでいるという認識でいいのか。例えば、どれくらいの規模が最も効率的なのか、そのような研究は進んでいるのか。

(渡辺副大臣)

- ・ 道州制については、数がどうこうより、まず分権、地域主権を進めることが重要であり、権限移譲すれば、その中で、自ずと適正な形になると考えている。具体的な規模に関する数字はないが、権限移譲すると、広域的にやらざるを得ない。道州制ありきだったら枠組み論になり、区割りの話ばかりになって、本質的な議論ができなくなるのではないか。

(逢坂補佐官)

- ・ 新政権では基礎自治体重視ということを表明している。平成の大合併を踏まえると、一概にどのくらいの規模が最適化ということは示せない。それぞれの地域が適正な規模を編み出していければいいと考えている。

○ 市町村合併の検証をして欲しい。

○ 今まで道州制の基盤づくりのために合併が必要だ、ということを経済住民の方々に説明してきたが、新政権ではどのように考えているか。

○ 道州制について、九州では色々議論してきており、県の存在をどのように考えているか十分に考慮していかなくてはならないが、モデル的に九州や北海道を考えてもよいのではないか。

(逢坂補佐官)

- ・ 道州制をモデル的に意欲的に行いたいという意思を十分受け入れていきたい。具体的には、関西、九州、沖縄でそのような声が上がっていると聞いているので、そのような取組を応援したい。

○ 電子投票について、どのように考えているのか。

(階政務官)

- ・ 電子投票について、既に実施済みの地域もある中で、全国的にという形ではなく、地域ごとに行えたらと考えている。ただ、投票した証拠等の確認について、正確に把握する技術等に疑義が残っているので引き続き検討が必要。

○ 地域主権について、税源・財源の委譲、補助金の委譲等あるかと思うが、スケジュールはどのようにになっているか。

(逢坂補佐官)

- ・ まずは国と地方の協議の場を法制化し、前政権の分権改革推進委員会の勧告である義務付け・枠付けの見直し、権限の委譲等の内容をベースに3月中旬を目途に各省からの回答を取りまとめ、夏までに大綱に盛り込み順次実施していく。
- ・ 一括交付金については、制度設計作業を開始しており、来年の予算編成に間に合うように制度概要を整理している。平成23年度予算から順次新たな

形での一括交付金を開始したい。

- ・ 原口大臣が地方自治法の抜本的改正ということを言っており、地方政府基本法の検討をしている。総務省内に地方行財政検討会議を設置して本年1月20日頃から議論している。

○ 地域主権を実現していくための道筋を示した説明会を全議員対象に開催して欲しい。

(渡辺副大臣)

- ・ 地域主権の全体のスケジュールを示した原口ビジョンというものがあり、参照していただきたい。

(逢坂補佐官)

- ・ 国と地方の協議の場に関する法案と地方分権改革一括法案について、総務委員会の所管になりそうである。法案の姿が明らかになったら報告したい。

○ 地方税法等の一部を改正する法案の要綱を拝見したところ、環境負荷の大きい車に重課税を行う内容になっているが、クラシックカーなどは文化的な価値があるので、そういった面も配慮していただき軽課税にできないだろうか。

(小川政務官)

- ・ 自動車に対する課税について、現行では道路の損傷、排ガス等の複合的な視点から課税しており、課税会計の論理の整合性もあるので、御理解いただきたい。